

三名中樽本方、現場に於て拾得せし所轄林田邊に於て
署に於て均為十九日ニ如し目下取調中ナリ、方ニ場
主側、定被保護之大會に於て決議シタル事、頂
款テ何等意、以セザルモノ、如ク而モ不景氣ノ為
障業ノ休廢縮少ヲ眼前ニ控一ナカク之ニ對テ諸手
当等ノ支給ニ付テモ亦考慮シ居ル者、勤ナキ状態ニ
ルヲ以テ今後ノ工場休廢ニ方リテハ爭議續發スルモノ
ト思料セラル、ノイナラス職工組合ニ於テハ暴カテ
定シ以テ對抗セルトノ申合セアル等相当紡料ニ免
カレモノト觀測セラル、嚴重注意中ナリ。

右支申 (通) 報候也

3.11 日交所
兵部 殿

兵部省秘第 三六二 號

大正十三年三月十四日

兵庫縣知事 平塚 廣義

内務大臣 水野 錬太郎 殿
社會局長官 池田 宏 殿
警視總監 赤池 濃 殿
大藏省 兩府知事 殿

神戸護謄工組合要求書提出其後ノ狀況ニ関スル件

據記、三月二日、本月二十三日、兵部省秘第 三三四 號、既
經 恩護謄工組合側ニ於テ、申込ニ通り、二十四日午後七時、交
涉、松岡亮一、梅野宗行、山本某(既報)、岸本茂雄、